



律令時代の賤民制度概説

總 説

祝 信 靜

大化改新の精神は、天智天皇時代の「近江令」二十二卷に於て成文化せられたものと考へられるのであるが、これは今に傳はらないから、その内容を知ることが不可能である。しかし之を天武天皇時代に修定し、更に、文武天皇時代に改訂したものが、かの「大寶律令」であつて、律六卷と令十一卷とより成りしものといはれるのである。この「大寶律令」は、元正天皇の養老二年に至り、更に修正を加へられ律令各十卷となり、大體、今日にまで傳へられてゐるものであつて、それらの時代に關する各種の法制研究は、多く、この律令に據らなければならぬのである。されば、こゝにも先づ此の律令によつて、賤民制度の輪廓を學ばんとするのであるが、前述の如く、賤民は陵戸、官戸、官奴婢、家人、私奴婢に分れるのであるから、便宜上、陵戸、官賤、私賤と區分して、各種賤民の、主なる法制上の特色を知り、後に、その婚姻制度、賣買制度、捕

亡制度、解放制度を、稍々詳細に考證したいと思ふのである。

先づ、陵戸は前代に於ける山部または山守部の部民の後身で、大化の部民解放に洩れ、賤民なる身分を附與せられたのであるが、「持統紀」の五年九月の詔に、

凡先皇陵戸者、置五戸以上、自余王等有功者、置三戸、若陵戸不足、以百姓充、免徭役三年一替、とあり、「喪葬令」にも、

凡先皇陵、置陵戸令守、非陵戸令守者、十年一替、

と見え、良民を以て、一時的なりとも補充せられ得ることを見れば、陵戸の社會的地位が頗る劣悪なりしものと考ふることは不當であるが、唯その日常掌るところ汚穢に近きを以て、一般に嫌惡せられ、次第に、賤視せられるに至つたものと思はれる。

さて、陵戸は「戸令」に、

凡戸籍、六年一造、起二十月上旬、依式勘造、(中略)二通申送太政官、一通留國、其雜戶陵戸籍、則更寫一通、各送本司、

とある如く、良民と同じく六年に一度戸籍を作り、二通は太政官に差出し、一通を本籍地の役所に留めるのであるが、その奉仕勞働の關係上、更に一通を寫して、所管司たる治部省諸陵司に送るのであつて、「職員令」の諸陵止の職掌を定むる條には

正一人、兼三、(略) 陵戸名籍、と明記せられてある。

陵戸は、山陵の守衛管理に従ふものであつて、他の賤民が専ら生産勞働に服するとは、稍々趣を異にし、その使役法は、かの品部雜戸が各地に戸をなして、特定の奉仕勞働に従へると相似たるものがあるので、彼等が「令集解」(田令)に、

(イ) 答、(略) 但陵戸口分田、如良人耳、

(ロ) 問、雜戶陵戸品部等何給口分田不、

答、雜戸以下皆可給也

(ハ) 穴云(略) 陵戸亦可出租、

(ニ) 朱云貞云、家人奴婢口分之租、准良人出者、

などある如く、良民と同様に口分田を班給せられ、家人奴婢と同じく良民に准じて田租を納入するを見れば、彼等の耕作勞働によつて、自己の生活を支へたことが知られるのである。なほ課役については「賦役令」に、

凡舍人史生(中略)陵戸品部徒人、在役並免課役、

とあるから、これを免される。また「令義解」(賦役令)に、

凡一位以下及百姓誰色人(謂、品部雜戸等、其陵平不在此限)等、皆取戸粟、以受義倉、

とあれば、本來の陵戸は、義倉の義務を有しなかつたものと解せられるが、良民にして臨時に陵戸たるものは「令

義解（喪葬令）に、

謂、課役准<sub>二</sub>陵戸、義倉同<sub>一</sub>庶民也。

とあつて、課役は免ぜられるが、義倉の義務は、一般庶民同様に有するのである。

なほ、本来の陵戸が良民となる規定は見當らない、即ち陵戸は解放せられるといふことがないのであるが、良民にして、陵戸補充たるものは、定期的に交替せしめられる規定である。

「戸令」に、

凡官奴婢年六十六以上及廢疾、若被<sub>二</sub>配没<sub>一</sub>令爲<sub>二</sub>戸者、並爲<sub>二</sub>官戸<sub>一</sub>、

とあり、「令集解」には、

（イ）穴云、問配没之曰、（中略）家人者爲<sub>二</sub>官戸<sub>一</sub>歟、答、可然、

（ロ）跡云、家人令<sub>二</sub>配没<sub>一</sub>者、爲<sub>二</sub>官戸<sub>一</sub>、

ともあり、更に「賊盜律」には

凡謀反大逆者皆斬、父子若家人資財田宅並<sub>二</sub>没官<sub>一</sub>、

とあるから、先づ官奴婢の年齢六十六才に達したもの、或は廢疾（戸令）、癡癡、侏儒、腰脊折、一支癱、如此之類、皆爲<sub>二</sub>廢疾<sub>一</sub>のもの、及び犯罪によつて配没せられ、戸をなさしめられる者は、官戸となるのであつて、例へば謀反大逆罪を犯せし者の父子、及び家人は、官戸となるのである。なほ没官せられた家人は、常に、官戸となり、私

奴婢の没官せられたものは、官奴婢となるのであるが、「令義解（戸令）」に、

謂、緣坐家<sub>二</sub>賤<sub>一</sub>當<sub>二</sub>没入<sub>一</sub>既六十六以上、及廢疾者、即爲<sub>二</sub>官戸<sub>一</sub>、

とあれば、没官せられる私奴婢が、その時、すでに六十六才以上か、若しくは廢疾なれば、直ちに官戸となるのである。

また「戸令」に、

凡家人奴、奸<sub>二</sub>主及主五等以上親<sub>一</sub>、所生男女、各没<sub>二</sub>官<sub>一</sub>、

とありて、家人及び奴が、その主または主の五等以上の親族を奸して生まれたところの子は、没收せられて官賤となり、その外、「令義解（僧尼令）」を見るに

凡齋會、不得<sub>二</sub>以<sub>一</sub>奴婢牛馬及兵器、宛<sub>二</sub>布施<sub>一</sub>、（謂、……仍准上條、僧尼畜物財物皆須<sub>二</sub>没官<sub>一</sub>之）

とあれば、寺院に布施した奴婢も没官せられる筈であるが、これは實行せられなかつたもののやうである。

なほ、「職員令」の宮内省官奴司の條に、

正一人、掌<sub>二</sub>官戸奴婢名籍及口分田事<sub>一</sub>、

とあれば、官賤の名籍は、官奴司に於て保管せられるので、「令義解（戸令）」に、

凡官戸奴婢者每年正月、本司色別各造籍<sub>二</sub>一通<sub>一</sub>、一通送<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>、一通留<sub>二</sub>本司<sub>一</sub>、（謂、本司者官奴司也）

とあつて、官賤の戸籍は、毎年正月に官奴司に於て、各々一通製作し、その一通は太政官に差出し、他の一通を本司に留め、之は官奴正が保管することになるのである。而して此の戸籍は「令集解」に

古記云、官戸奴婢戸籍、不送民部、但授田之時、送事在耳、

とあり、毎年、民部省に送ることはないが、口分田班授の年には送るものと解せられる。しかるに一方には、

釋云、名籍造二通、一通送太政官、此即至民部耳、案戸令可知也、

といふ説もあり、二通のうち一通を太政官に差出し、これが民部省に至るといふのであるが、これだけでは年毎に送られるか否かな明白でない。たゞ「令義解」の民部卿の職掌を定めた條に、

謂、依戸令、官戸及官奴婢名籍亦同掌也、

とあるから、官賤の戸籍が民部省に送られ、授田の時に利用せられることだけは明白である。

なほ、また「戸令」に、

凡官戸奴婢者毎年正月本司色別各造二籍二通、(中略)有工能者、色別具注、

とあり、官賤の戸籍には、各人の特殊技能が詳しく記入せられるのであるが、こゝに謂ふ技能とは、「令義解」に、

謂、工者工匠也、能者書算之類也、

とあり、「令集解」には

古記云、有工能者、工作書算、醫術等之類、穴云、工能謂木工、鍛冶、書算數、驗異者、即注附其籍耳、

とあれば、主として工作鍛冶書記算數、または醫術等を指すのであるが、何故に斯くの如き事項を記入するかといふに「令集解」に

問、爲何注其工能、答、時臨可有所用耳、

とある如く、臨時の必要に應じて利用せらるるためである。例へば、天官の所掌する「令義解」の條には、

謂、此司無駝使下者、以官奴婢充、續云、官奴婢亦無使、

と註せられてあるのである。

これらの點より考へると、官賤の用途が、可なり廣いことを知り得るのであるが、故に「令義解」の條に「令義解」の條には、

のは、「令義解」(雜令)に、

凡犯罪被戮、其父子應配没、不得配禁內供奉、及東宮所駝使、(謂、供奉者內膳等之屬、其禁內駝使、

及東宮供奉亦不可配使、)

とある如く、禁内及び東宮の供奉駝使を除かれるのであるが、他のものは、これらの雜役にも用ひられるのである。

なほ、また「醫疾令」を見るに、

(凡) 女醫、取官戸婢年十五人以上二十五以下、性識慧者三十人、別所安置、教以安胎產難及創腫傷折、

針灸之法、皆案文口授、毎月醫博士試、年終內藥司試、限七年一成、

とあつて、官戸の婦女及び官婢にして、天性明敏なるものは「女醫」に養成せられることがあるが、その二時に選抜せられる人員は三十名、特に内藥司の側なる別舎に收容せられ(令義解謂、内藥司側、造別院安置也)、主として助産法、外傷手當法及び針灸法を口頭にて教授せられ、月毎には醫博士により、年末には内藥司にて試験を受けるのであつて、その修業年限は七ヶ年と規定せられてある。大體、右に述べたところが「令」に示されたる官賤の服務範圍であるが、その使役の法について、官戸は官奴婢と異り、「令義解」(戸令)を見るに、

凡家人(中略)皆任本主驅使、唯不得盡頭驅使(謂、假有家人男女十人者、放三四人、令執家業也)とあり、「令集解」には、特に、

官、戸驅使之法若爲、答、不載丈、然可准家人、

とあれば、一戸のものを、一時に、全部、使役することは許されない。そして又「雜令」には

凡官、戸奴婢者、每旬放(休暇)一日、父母喪者給三十日、産後十五日、其懷妊及有三才以下男女者、並從輕役、

とあれば、一般に官賤は十日毎に一日の休暇、父母の喪に當つては三十日、分娩後の婦女には十五日の臨時休暇が興へられ、また懷妊中もしくは三才以下の幼児を抱く婦女は、特に輕微なる勞働に就くを許される。更に又、

凡官、戸奴婢宛(役者、本司明立功課案記、不得虛費公粮、

とあり、一方「令集解」(戸令)に、

一云、官、戸皆給公粮、

ともあるから、服務中の官賤は食料を給與せられるのであるが、その成績により量の増減せられるが如きこともあらしい。なほ又「令義解」(雜令)には、

謂、其四才以上、依倉庫令給粮、

とあるけれども、殘存せる「倉庫令」には、その條文脱落せるものの如くである。また、官戸官奴婢の幼児が三才以上になれば、年に二回、衣服を給與せられることは、「雜令」に

凡官、戸奴婢三才以上、毎年給衣服、

とあるを以て明白なところである。更に官賤は、良民(公良)と同じく六才以上の幼児は、其の三分之三

の口分田を班授せられるのであつて、「令義解」(田令)に、

凡官、戸奴婢口分田、與良人同(謂、此不稅田世)

とあり、また「令集解」にも

官、戸奴婢、不輸租、

との説が見えるから、官賤は田租を免ぜられるのであるが、これは必ずしも恩典に非ずして、彼等の勞働力が、殆んど全部、官用に消費せられたことを示すにすぎない。最後に、「雜令」を見るに

凡官、戸奴婢死、所司檢校、年終惣中、

とあるから、官戸官奴婢の死亡せる場合には之を使役してゐた官司に於て檢死をなし、すべて年末に至れば、官司に報告するのであるから、翌年正月の造籍時には、戸籍面より削除せられるのである。

私賤は家人と私奴婢の二種に區分せられ、前者は別に戸を成して主家に從屬したから、戸籍も主家のそれとは別に作つたやうであるが、私奴婢は主家に寄屬したから、主家の戸籍に連載された。されば、私賤の戸籍も良民と同じく六年に一度作り、一通を太政官に送り、一通は本國に留め置くのであるが、「職員令」の民部省條に、

鄉一人、掌諸國戸口名籍(中略)家人奴婢、(中略)事、

とあるを見れば、家人奴婢も民部省の管轄内に在つたこと明白である。

さて、「令義解」(戸令)に

凡家人所生子孫、相承爲家人、皆任本主驅使、唯不得盡用驅使(謂、假有家人男女十人者、放三四人令執家業也)及賣買、

とあるから、家人の子孫は相承けて家人となり、本主の意のままに驅使せらるべきものと定められるのであるが、たとひ本主たりとも一戸の家人全部を一時に使役することは許されず、また家人を賣買することも禁ぜられてゐるのである。かくの如く家人の賣買は禁止せられるのであるが、彼等が人格を認められず、一種の財物として待遇せられたことは、次の如くして證明し得るであらう。即ち「戸令」に

凡應分者、家人奴婢田宅資財、總計作法、云云

とあり、「令集解」には

穴云、問家人分法何、答、家人雖無賣買、暫家内平價處分無妨耳、

とあるから、遺産の分配に當り、(實際の賣買は無いと雖も)家人も私奴婢その他の財物と共に價格を推定し計算せられるのであり、また「捕亡令」には

凡亡失家人奴婢雜畜貨物、皆中官司、奏記、若獲物之日、券證分明皆還本主、

と見えるから、家人の行方不明となつた場合に、先づ役所に届け、記録し置き、さて發見せられた時、證券分明的らば本主に返還せられること、全く私奴婢牛馬貨物と同然である。

なほ私奴婢の賣買が許されたこと、(戸令)に

凡賣奴婢、皆經本屬官司、取保、立券附價、

とあるによつて明かであるが、このことについては、後に考證するであらう。

また「獄令」を見るに、

(前略) 若犯惡逆以上、唯一度覆奏、家人奴婢殺主、不須覆奏、

(前略) 從立春至秋分、不得奏決死刑、若犯惡逆以上、及家人奴婢殺主者、不拘此令、

などとあつて、良民ならば、惡逆以上の罪を犯した場合でさへも、判決の覆奏を一度は行ひ、また惡逆以上を犯すに非ざれば、立春より秋分の間には、死刑を奏決し得ないのに對して、家人及び私奴婢の、本主を殺すが如き罪を犯した場合には、かくの如き猶豫は斷じて與へられず、峻刑たちまちに到るのである。また同じく「獄令」に

凡移流因在路、有婦人產者、並家口給暇二十日、家女及婢給暇七日、(中略)若祖父母喪者、給暇十日、家

口有死者三日、家人奴婢者一日、

とあるから、移流の途上、良女出産の際には、一同二十日間の暇、良民の死には三日乃至十日の暇が與へられるのであるが、家女及び婢の出産に當つては七日間、また賤民の死には一日の暇が許されるのみである。

なほ私賤が口分田を班給せられることは、「令義解」(田令)に

凡官戶奴婢口分田與良人同、家人奴婢隨鄉寬狹、並給三分一、(謂、家人奴減男、家女婢減女)

とあるにより明かであり、土地の廣い狭いによつて一定ではないが、大體、家人奴は良男の三分一即ち二百四十

歩、家女婢は良女の三分ノ一即ち百六十歩を受けることになる。而して「令集解」に  
穴云、(中略)家人、奴婢、可出租、朱云貞云、家人、奴婢、口分之租、准良人出者、

とあるから、彼等も良人に准じて田租を納むべき義務を與へられていたのであるが、その課役については、「戸令」に  
凡戸主、皆以家長爲之、戸内有課口者爲課戸、無課口者爲不課戸、不課、謂皇親及八位以上(中略)家人、奴婢、  
とあつて、之を免ぜられることに定められてあるが、これは法が本主の使役權を侵害せざることを意味するのであ  
つて、必ずしも恩典であると考へることは出来ない。されば「令義解」(賦役令)には

(前略) 若欲雇當國郡人及遣家人代役者、(謂、奴亦同也)者聽之、

とあつて、本主の代理として歳役に遣はされることが有り得るのである。又その他、「雜令」に

凡皇親及五位以上、不得遣帳内資人、家人、奴婢等、定市肆、與販、

とあるから、六位以下の官人や庶民の、家人、奴婢のうちには本主に代つて市場に於ける取引をなすものもあり、ま  
た「軍防令」に

凡防人向防、若有家人、奴婢及牛馬欲將行者聽、

とあるから、主人が防人として西國に向ふ時は從者として共に移住し仕へるものもある。しかし彼等自身は兵役の  
義務を有するものではないのみならず、「軍防令」には

凡非因簡點次者、不得輒取人入軍、及放人出軍、其詐冒入軍、被認入賤、(謂、賤詐良人軍、及被認問還  
入本色、其雜戶陵戶品部之類亦同也)及有蔭、合出軍者、勘當有實、皆申兵部、聽出軍云云、

とあり、賤民の良民と詐りて軍に入れしものも刑罰を受けるものがある。又「軍防令」に「凡非因簡點次者、不得輒取人入軍、及放人出軍、其詐冒入軍、被認入賤、(謂、賤詐良人軍、及被認問還入本色、其雜戶陵戶品部之類亦同也)及有蔭、合出軍者、勘當有實、皆申兵部、聽出軍云云、」

良民に適用すべき「獄令」の、本主を殺せる私賤に對しては適用せられず、賤刑に處せられることは前記を述  
べたところであるが、賤民の暴力的反抗に對し、如何に使役者階級全體が神經過敏なりしかば、わが「賊盜律」及  
び「鬪訟律」を見るに及んで、おのづから首肯せられるものがある。先づ私賤の、本主を殺さざるを謀るものは、まず  
べて斬罪に處せられ、本主の二等親及び外祖父母を殺さんとするものは、絞罪に處せられるのであるが、既に傷つ  
けたものは、何れの場合を問はず、斬罪に處せられるのであつて、「賊盜律」には

凡家人、奴婢、謀殺主者皆斬、謀殺主之二等親及外祖父母者絞、已傷者皆斬、

とあり、更に「金玉掌中抄」には

一、家人、奴婢過失殺主罪事、

賊盜律云、家人、奴婢過失殺主者絞、傷及罵者流、

とあつて、家人、奴婢は、過つて主を殺すとも、假借するところなく絞罪に處せられ、また過つて負傷せしめ或は詈  
つても、流罪に問はれる規定であつたことが知られるのである。因みに官賤にあつては、本部五位以上の官長を殺  
さんと謀つた場合に徒刑三年、すでに負傷せしめた場合に遠流、殺した場合に斬罪、などの宣告を受けるのであつ  
て、「賊盜律」には

凡謀殺詔使若本主本國守、及吏卒謀殺本部五位以上官長者、徒三年、官戶奴婢與吏卒同、餘條准之、已傷者遠

流、殺者皆斬、

とある。なほ斯の如く直接に手を下さずとも、間接的手段を以て主人を暗殺せんとする家人や私奴婢は、一般良民よりも重く罰せられるのであつて、即ち「賊盜律」には

凡有所憎惡而造厭魅符書呪咀、欲以殺人者、各以謀殺論減二等、(中略)欲以疾苦人者、又減二等、子孫於祖父母父母、家人奴婢於主者、各不減、(中略)即於祖父母父母及主、直求愛媚而厭呪者徒二年、

とある如く、私賤に於ては毫も減刑を許さないのである。この外に、私賤が其の本主の屍體に對して侮辱を加へた場合にも、減刑を許されず罰殺罪を以て論ぜられるのであつて、

凡殘害死屍及棄屍水中者、各減罰殺罪五等、棄而不失、及髡髮若傷者各減、即子孫於祖父母父母、家人奴婢於主者、各不減、

と定められ、更に又、

凡家人奴婢於主、狐貉者徒一年、燒棺槨者徒二年、燒屍者徒三年、

などであつて、亡主の墓所を荒らすものをも嚴重に取り締らんとするのである。また自ら手を下さずとも、主人の殺されたるを知りながら、犯人と私和して告發しない私賤は

凡祖父母(中略)爲人所殺、私和者徒三年、(中略)又有主被人殺、家人奴婢私和爲財、不告官司者(家人奴婢法、爲主隱、其有私和不告、得罪並同子孫、)

とあつて、他人のために祖父母父母が殺害されたのに、犯人と私和して告發せざる子孫と同様に、徒罪三年に問は

れるのである。

右に述べた如く、私賤は、主人に對する日常の行爲を嚴重に監視せられるのであるが、彼等が解放せられ、従来の隸屬關係が消滅して、後も舊主に對する殺人罪は、特別の規定に律せられるのである。例へば「賊盜律」に

凡妻妾謀殺故夫之祖父母父母者、徒三年、已傷者遠流、已殺者皆斬、家人奴婢謀殺舊主者罪亦同、

とある如く、嚴重に處罰せられるのである。しかも法は之のみにては満足せず、すでに言した如く、賤民が過つて本主を害るも彼を流罪に問ひ、代ふるに杖二百を加へ、また謀叛逆罪以外にも本主を告發する賤民は、すべて絞罪に處せられるのであつて、これには首犯從犯もない程であるから、私賤が本主の不法を訴へることは全く封せられてゐるわけである。即ち、

(一) 奴婢過失言主者流、(疏云、不言遠近者、爲止合加杖二百救)

(二) 奴婢告言主、非謀叛逆者絞、(疏云、奴婢雖於主、其主若犯謀叛逆即是不臣之人、故許論告、非此之事、而告者皆絞、罪无首從)

などとある。以上の如き賤民の主人に對する犯罪は、卑屬の尊屬に對するもの以上に嚴酷なる制裁を受けることに定められてあるのであつて、これは云ふまでもなく一面には恩誼を重んずるためでもあるが、他面には賤民の反抗や復讐を防止せんとするの意味を、多分に含むものと解せられるのである。なほ上記の律文は何れも唐律を模倣したのにすぎないから、これを實際に施行するの要、有りしや否や不明であるが、「法曹至要抄」や「金玉掌抄」の如き、後世の註釋書にて、かくの如き條文の研究せられし事實は、之を擬すべき機會の、絶無でなかつたことを示す



ものと云ふべきである。要するに、賤民の反抗に對して、法が如何に使役者階級を擁護したかは、右によつて十分に知られ得るところであるが、一たび位置を換へて良民たる使役者が賤民を殺す場合、法は如何なる處分をなすかといふに、「鬪訟律」は

奴婢有罪、其主不請官司而殺者杖八十、無罪而殺杖二百、家人者各加二等、

と定め、更に「過失殺者各勿論」とさへなすのであるが、今これを「家人奴婢過失殺主者杖」に比較すれば、その不公平きわまることに驚かない者はないであらう。

註 (1)本居内遠「賤者考」の説。

### 婚姻制度

「總説」にて略述せしが如き特色を有する賤民身分の、存續せられる根本原因が、第一に「出生」に在るといふことは、前にも一言したところであるが、その出生は云ふまでもなく「婚姻」の結果であるから、賤民の婚姻制度について學ぶ必要がある。

既に引用せる孝徳天皇の詔により、賤民同志間の生子は勿論、良民賤民間の生子も、之を皆べて賤民となすは明白であり、また令制にては、事情を知らずして通婚せし良賤間の生子を除いては、父母いづれかが賤民なれば、一律に其の生子を賤民となし、良賤間の婚姻を認めないことも、亦前に一言したところである。しかし令の規定によ

れば、賤民同志間の婚姻についても、頗る面倒な拘束が設けられたのである。凡て戸令の

凡て戸令家人公私奴婢、皆當色爲婚、

といふ條文が、その根本原則である。而して此の簡単な條文が頗る面倒な拘束を意味するといふのは、實に「當色」とは何を指すものなるか、甚だ不明であるからである。

いふまでもなく、官戸と官戸、私奴と私賤とは同色なれば、彼等の婚姻が、「當色爲婚」の部に入る事明白であるが、「當色爲婚」の組み合せは、しかく簡單に解し去るべきものではないと考へられるのである。現に「令集解」(戸令)には

釋云、當色爲婚、官戸家人相通嫁娶、是謂當色、公私奴婢亦同也、

とあつて、官戸と家人、官奴婢と私奴婢との通婚も「當色爲婚」の部に入るものとなすのである。しかるに「令義解」(戸令)には

謂、其官戸陵戸家人是三色者、官戸爲輕、二色爲重、公賤爲輕、私賤爲重、

と見え、官戸は陵戸家人より、官奴婢は私奴婢よりも上級なりとし、従つて官戸と陵戸、官戸と家人、及び官奴婢と私奴婢とは「當色」に非ずとなすのである。かくの如く古法家の「當色」に關する解釋にさへ出入があれば、いかに「令義解」の謂ふ如く「異色相娶者、律無罪名、並當違令」と定められたりとも、その實施は困難にして、従つて當色爲婚の制そのものも甚だ明瞭を缺くことになる。されば賤民間の婚姻について、その正不正を決定することも不可能になるのであるが、その正規の婚姻による生子は、良民と異り、母方に屬すべきこと、大化元年の詔にも見

え、從來原則とせられたものの如くである。而して「法曹至要抄」(奴婢合所生子可從母事)は、

案之、於奴婢者律比畜産、仍所生之子皆可從母也。

と解してゐるが、この生子從母制は、多夫一婦制の場合と同様の事情に依る必然的結果、及び賤女を所有する本主の利益を保護する人爲的結果に基くもので、賤民を畜産に比する思想が、かゝる制度を作つたに非ずして、かくの如き事情によつて生れた事實そのものが、その制度を作り出したのである。百井塘雨の「笈埃隨筆」のうちに「日州は平野田畑多ければ、この米良等にかぎらず(中略)他國他所よりも男女の子供を買ふなるゆえに、富有の農民などは、奴婢あまた持てり、(中略)嘉粟曰、甲州なども如斯、下女、子の出来るをまかはす、戸明けはなしなり、子出来れば養いて僕とす、これを家の子といふ」とすれば、時代を異にするが、賤民の生子が母に從ふべき事情を忠實に説明せるものといふべきである。

いづれにしても、賤民の生子が母に從ふは、一の原則であつて、度々引用する大化元年の詔に

若兩家奴婢所生子、配其母、

とあるを初めとし、「捕亡令」にも

凡兩家奴婢俱逃亡、合生男女、並從母、

とあり、「令集解」(戸令)にも

(一) 一云、官戸家人相爲婚亦得也、所生者、從母耳、

(二) 又云、私奴婢等相婚、生子者入官乎、入私乎、若不論公私、從母乎何、答、然、

などである。また故意に非ざる不正婚による生子は、父母いづれかの高き身分に從はしめるといふ寛大な處分を規定するのであるが、故意の不正婚によれば、低き身分に配するを以て原則とするのである。(戸令)に

凡官戸陵戸家人公私奴婢、與良人爲夫妻、所生男女、不知情從良、皆禹之、其逃亡所生男女、皆從賤、

と見え、その「義解」の註に、

若異色相娶、所生男女即知情者、自合從重、

とあり、また「集解」にも

一云、(中略)凡諸條、非常色爲婚、所生男女者、知情從重、不知知情從輕、此說爲長、

などであるのである。

之を要するに、法理論上、明かなることは、

(一) 賤民間の正婚による生子は、母方に屬すべきこと、

(二) 賤民間の故意の不正婚による生子は、父母いづれかの低き身分に配し、しからざる場合に限り、高き身分

に從はしむべきこと、

の二原則であるが、更に此の原則の裏を考へてみると、

(三) 賤民の生子が母方に屬するは正婚の結果にして、その父母の身分は當色關係に在るべきこと、

(四) 生子の所屬が探考(二中撰「貴賤定」)せられるは不正婚にして、その父母は異色關係に在り、且生子の從

ふ身分は、他よりも低きものなるべきこと、

が明かになるのである。次に、これらの原則を利用して賤民婚姻制度上の等級を推考してみやう。

先づ陵戸と官戸との通婚が、當色爲婚の部に入るか否かを考ふるに、前にも引用した如く、「令義解」には、「その官戸陵戸家人、この三色は、官戸を輕と爲し、二色を重と爲す」とあり、「令集解」にも、「令釋云……陵戸と官戸とは、當色たらず」との説が見えるのであるから、官戸は陵戸よりも上級であつて、兩者は當色關係に在らざるものと解せられるのである。しかるに「令集解」の他の説には、

或云、陵戸與官戸婚所生男女、從官戸、一云、從母也、令師云、官戸與陵戸爲夫妻、所生者、知情者從官戸、不知情者從陵戸、

ともあれば、陵戸が官戸よりも上級なりとする説(或云と令師云)と、兩者が當色關係に在りとなす説(一云)とが見出される。そこで官戸と陵戸とに關しては、官戸を上級となす説、兩者同等となす説、陵戸を上級となす説、の三種があるわけである。

次に官戸と家人との通婚については、すでに引用した如く、「令義解」の説は、官戸を輕となし、家人を重となすものであり、また「令集解」に

古記云、問、官戸家人相交接得、答、不得、

といふ説も見えるから、云ふまでもなく兩者は當色關係に在らざるのである。しかるに又「集解」には

(一) 釋云、當色爲婚、官戸家人相通嫁娶、是謂當色、

(二) 一云、官戸家人相爲婚亦得也、所生者從母耳、

とあるが、前説に反し、官戸家人の通婚を認め、その間の生子は母に從ふもの、後説すれば、兩者の當色なることを示す所也、官戸と家人とを以て、官戸を上級となす説、兩者同等となす説、の二種があるのであるが、たゞ家人を官戸より上級なりとなす説は見出されない。

更に陵戸と家人とに關しては、「令義解」の説によると兩者同等といふこととなるのであるが、本居内遠先生は其の著「賤者考」に於て、「官戸爲輕、二色爲重とあるは、官戸はあるが中に輕くて、其に對しては家陵戸は重しといふにて、家人陵戸は同等なりといふ義にはあらず……」と説かれてゐる。しかし、この「義解」の文には續いて、

但陵戸家人相婚所生者、從母爲定也、

とあつて、この但書を前記の原則第三に照してみれば、陵戸と家人とは明に當色關係に在るものと解せられるのである。しかるに、また一方「集解」には

穴云、(中略)未知(中略)陵戸與家人所生何、答、二中撰貴賤定耳、假陵戸家人知情爲夫妻所生、從家人之類、

との説が見えるのであつて、これを前の原則第四に照して考ふれば、陵戸は家人よりも上級なりといふことになる。故に、陵戸と家人とについては、陵戸を上級となす説、兩者同等なりとなす説、の二種があつて、家人を上級なりとなす説は見當らないことになる。

さて、これらの説を綜括して見ると、

(一) 陵戸は官戸よりも上級なり、

- (一) 陵戸は官戸よりも下級なり、
- (二) 陵戸は家人よりも上級なり、
- (三) 官戸は家人よりも上級なり、
- (四) 官戸は家人よりも上級なり、
- (五) 陵戸官戸家人は共に同等なり、

といふことになるのであるが、第五の無差別的解釋は暫く措き、第一と第四とを組み合すと、

陵戸、官戸、家人、

との順序になり、第二と第三とを組合すと、

官戸、陵戸、家人、

との順序になる。勿論この二分類のうち何れが正しいかは斷ずる限りではないのであるが、たゞ「義解」の説が、陵戸は官戸よりも下級なりとなすに拘らず、之に反するところの、陵戸は官戸よりも上級なりとの説が存在せること、家人を陵戸官戸よりも上級なりとなす説が存在せざること、及び三者同等なりとなす説が成立し得ることに、注目するを要するのである。しかし要するに、陵戸官戸家人、戸をなす賤民の等級については、明確なる標準を缺いたのが事實であるが、これら戸をなす賤民と、戸をなさざる賤民即ち官奴婢及び私奴婢との間には、比較的明白なる差別のあつたものと思はれるのである。何んとなれば、戸をなす賤民となさざる賤民との婚姻關係については、何等特別の疑問異説を見出し得ないからである。

なほ、「令集解」に

古記云 (中略) 但官戸家人與公私奴婢、爲夫妻所生者、知情者從賤、(中略) 逃亡奴婢(中略) 與家人合所生男女者、准良人、皆從賤耳、  
とあるが、こゝに謂ふ「從賤」の賤は、「戸をなさざる賤民」の意なること、「准良人」とあるによつても明かである。また「獄令」にも

凡放賤爲家人及官戸、逃亡經三十日、並追宛賤、

とあるが、この賤も「戸をなさざる賤民」の意なること明かであつて、戸をなす賤民と、なさざる賤民との間には比較的判然たる區別があり得たものと考へられるのである。

しからば、官奴婢と私奴婢とに關しては如何に、といふに、「義解」の説に従へば、公賤を輕となし、私賤を重となすのであるから、官奴婢を私奴婢よりも上級となすのであるが、他方「集解」には、

釋云、當色爲婚、官戸家人相通嫁娶、是謂當色、公私奴婢亦同也、

との説があるから、官奴婢、私奴婢は其の婚姻制度上同等なりとも見做されるのである。

之を要するに、「戸令」に規定せる

凡陵戸官戸家人公私奴婢、皆當色爲婚、

なる條文は、賤民婚姻制度の根幹をなすものながら、古法家の説に著しく出入あるを見ても、頗る自由なる解釋を受け得る可能性を有し、かつまた實際にも自由に解釋せられたものであつて、賤民の「當色爲婚」制が實行せられなかつたと解する(1)は、蓋し當を得たものと考へられるのである。

註 (1)「古代賤民制」三浦周行氏 「史學雜誌」第九編 八一〇頁

## 賣 買 制 度

一般に律令時代の賣買は、法律上、證書即ち券契を要する賣買と要せざる賣買とに分ち得べく、更に券契を要する賣買は、公券を要するものと、私券にて足るものとに區分し得るのである。而して謂ふところの公券とは、官司の承認を経たる證書であつて、私券とは當事者が作成署名したるにすぎないものである。令の規定によりて、その賣買に公券を要する物件は、第一に宅地園地等であり、第二には、奴婢なる人身であつて、前者については、「田令」に、

凡賣買土地、皆經所部官司、申牒、然後聽之、

と見え、後者に關しては前にも引用した如く「關市令」に

凡賣買奴婢、皆經本部官司、取保證、立券付價、

とあり、また賣買に私券を要する物件は、馬及牛等の家畜にして、前掲の條文につき

其馬牛唯賣保證、立私券、

とあるのである。かく牛馬は其し賣買に當りて私券を要するのみなるも、土地の賣買は奴婢のそれと等しく公券を要するのであるから、奴婢の賣買手續は、土地の賣買手續と殆んど同様なりしものと思はれ、兩者の關係は非常に密接なるものがあると考へられる。

さて律令が、右に述べた如く、土地及び奴婢牛馬の賣買に券契の作成即ち立券を要求したるは何故かといふに、

土地及び奴婢牛馬は、農業を主とする當代の生産組織に最も重要な物件なりしを以て、法は立券なる形式行爲により其の所有權の移轉を明確ならしめんとしたのである。更に、しからば何故に律令が、土地及奴婢の賣買に公券を立つるべく要求せしかといふに、それは納税及び受田等の公法的權利義務に變更を來すからで、その賣買に官司の干渉を要するためである。而して律令の主義は大化以前の土地兼併人民利有の弊に鑑みて、口分田賣買及び奴婢以外の人身賣買を嚴禁せしを以て、奴婢及土地の賣買に官司をして干渉せしめしは、一面に於て、國家の警察事務を行ふ所以であつたのである。

奴婢の賣買即ち其の所有權の移動が租税に關係ありしことは、「義倉」が戸の資産を標準として賦課せられしことを見ても知られるのであるが、唯にこれのみならず、當時の土地制度の骨子たる班田收授とも大なる關係があつたのである。即ち國家は土地と勞働力とを適應せしむべく、多數の奴婢を有せる戸には多くの口分田を班給するを原則とせる故、奴婢が賣買せらるれば、官は班田の標準となる戸籍に計帳に夫々必要なる變更事項を記入し、奴婢所有權の移動に従つて口分田の給與を加減する必要があるのである。なほ既に述べた如く、一般良民の人身賣買及び家人の賣買は明に法の禁するところであるから、實際問題は暫く措き、奴婢賣買に關する令制は、たゞ奴婢の賣買に限つてのみ適用せられるものがある。かくの如く法は人身の賣買を奴婢のみに限定せしも、奴婢の賣買そのことについては何等の制限をも設けざりしを以て、奴婢の所有者は、その奴婢を賣却するに當り、法律上全く自由であつたのである。しかし實際には奴婢の親族關係なども、或る程度まで認められ、十才以下の奴婢の如きは、母婢の從物として同時に評價せられたもののやうである。されば「令義解」(捕亡令)には、

謂、奴婢計贓、故入分賞之限、若將其子、逃者亦併計爲分、故律盜其母而子隨者、併計爲罪、とあり、「大日本古文書」(卷三)に收められたる「中村文書」のうち、次に掲げる奴婢賣買證文を見るに

一、條令解、申賣買奴婢立券事、

婢 黒 女	年 參拾參才
婢 積 女	年 捌才
婢 直積女	年 伍才
奴 積麻呂	年 肆才

部内三坊戸主正七位下大原真人今城戸口大原真人櫛上之奴婢、

右得櫛上申狀云、上件奴婢、以錢貳拾貳貫充價直、賣遷東大寺已訖、望請依式欲立券者、令聞虛實、方知實狀、仍勤證人並三綱名、申送如件、謹以解、

天平廿年十月廿一日

とありて、三名の幼奴婢が三十三才なる婢と共に評價せられ賣買せられてゐるのであるが、この婢は恐らく幼奴婢の母親と見られるのである。なほ、官が官奴婢を賣り私家の奴婢たらしめ、或は私奴婢を買上げて之を官奴婢となすが如きことは、實際には可能なりしものの如く、「東大寺正倉院文書」によれば、官が私人より奴婢を買ひ取り、之を更に寺院に施入せし事實の存在したことが知られるのである。例へば「大日本古文書」(卷三)に收められたる諸國の解文によりて明かなる如く、天平勝寶元年九月十七日、大納言藤原仲麻呂は勅を奉じて、諸國に、年十五以上

三十以下の容貌端正なる奴婢を賣り、京都に送致すべきことを命じたのであるが、他に「但馬國」の他の諸國は、部内の戸より私奴婢を買上げて京都に送つたのである。而して是等の奴婢は皆へ東大寺に施入せられ、官奴婢に準じて待遇せられしものである。今、その二例として、「但馬國司解」の要點を引用すれば次の如くである。

(前略) 以前、被民部省去天平勝寶元年九月廿日符傳、被太政官今月十七日符傳、被大納言正三位藤原朝臣仲麻呂宣傳、奉 勅、奴婢年卅已下十五已上、容貌端正、用正稔充、價宣和買、貢進者、省宜承知、依前件數、仰下諸國、令買貢上、但不論奴婢、隨得而已者、國宜承知、依狀施行者、謹依符旨、件奴婢買取進上如前、仍便付朝集使從六位下賀茂直秋麻呂申送、謹解。

右の如く、法が奴婢の賣買を許すことは明白であつて、實際に行ふには、約五段の手續を踏むのであるが、その第一は賣買當事者の私約、第二は保證の署名及び立券の申請、第三は官司の勘問、第四は本部官司の裁判立券、第五は籍帳の除附である。而して此のうち、第一第二の手續は當事者のなすべきもの、第三以下は官のなすべきものであつて、特に第五は、賣買成立のために行はれる手續に非ずして、賣買の成立したるがために行はるべき手續である。

立券に先立ち當事者が賣買の私約をなすべきは云ふまでもないことで、立券は當事者間に私約のすでに整へる旨を記載するのが常である。例へば「正倉院文書」(東南院伊櫛十一)のうち、次に掲げる解文に、

坂田郡司解、申賣買賤立券事、

(前略) 上件賤、惣宛價值稻米一千二佰束、賣與東大寺已訖、云云

とあるが如き、此の私約が既に成立せるを表明するものである。かく當事者の私約は、奴婢賣買の最初に行はるべき手續であるが、賣主が戸口なる場合には、その賣買の私納に先き立ち、戸主の同意を得る必要があるのであつて「雜令」に

凡家長在而子孫弟姪等、不得輒以奴婢雜畜及餘財物、私自質舉及賣、若不<sub>レ</sub>相本問、違而輒與及賣者、依<sub>レ</sub>律科罪、

とあるが如く、戸口が戸主の同意を得ずして、奴婢等を處分することは禁ぜられてゐるのである。なほ代價の支拂ひが立券の前後いづれに行はれるかは不明であるが、「關市令」の

凡賣買奴婢、經本部官司、立<sub>レ</sub>券附<sub>レ</sub>價、

なる規定を見ると、立券後に代價の支拂ひを爲すを以て原則とするやうに考へられる。しかし「法曹至要抄」(中卷)には

買<sub>レ</sub>奴婢馬牛、已過<sub>レ</sub>價、不<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>券、過三日、管<sub>レ</sub>卅、賣者減<sub>レ</sub>一等、

とあつて、代價の支拂ひは常に立券前に行はることを豫想せるものの如くである。されば代價の支拂ひは、之を立券の前になすも後になすも全く當事者の契約次第なりしもので、當事者間に別段の契約なき場合には立券と同時に、買主に代價を支拂ふの義務が生ずるものと解せられるもの如く、次に引用する「左京職移文」(大日本古文書卷三三)に

(前畧) 案關市令云、賣買奴婢立券附價、然即立<sub>レ</sub>券、理<sub>レ</sub>應付價、若未與價、所訴合理、仍具訴狀移送如件、至

早處分、故移、云云

とあり。前後を通じて見るに大上朝臣都比女なるものが東大寺に賣つた奴婢の代價に付て請求の訴を起せるに對し、左京職は關市令の條文に據つて、東大寺に其の支拂ひをなすべしと命じたと解せられるのである。

さて賣買の約が整へば、「令義解」に

謂、奴婢之主自修<sub>レ</sub>辭牒、連<sub>レ</sub>保證署、及申送官司、(關市令)

とあるが如く、賣主は立券を申請するの辭牒を作り、之に自己並に保人證人の署名を連ねるのである。かくして立券申請の辭牒に署名が揃へば賣主は之を官司に提出するのであつて、これは猶豫なく行はるべきであるが、殊に賣買の私約が代價支拂ひにより成立せる場合には、三日以内に行ふを要すること、前掲の「雜律」(法曹至要抄)の條文によりて明かである。而して立券申請を行ふ義務者は賣買の當事者であるべきであるが、實際には「義解」に「奴婢之主、自修<sub>レ</sub>辭牒、」とある如く、賣主が之を行ふのである。

次に賣買の當事者より立券申請の辭牒を受理すべき官司は、京にありては條令、諸國にありては郡司にして、彼等は先づ其の辭牒に云ふ賣買と現實の賣買とが相違せざるや否やを勘問審査するのであるが、前掲の文書「坂田郡司解」にも「郡申狀ニ依リ、勘問シテ實ヲ得タリ」とあり、審査を遂行せることを明記するのである。而して條令郡司が其の辭牒を確認すれば、更に賣主の本部官司(京職あるひは國司)に裁判の申請をなすのである。

條令或は郡司よりの解文を受けて裁判すべき本部官司は、先づ其の解文を審査し、その適法なることを認めれば其の賣買に認許を與へるのであつて、その本部官司が認許を與へたことを證する文書が即ち公券である。而して、

かゝる公券は土地賣買券（大日本古文書卷四「伊賀國司解」参照）と同じく三通作成せられ、一通は本部官司の許に他の一通は條令郡司の許に留められ、更に他の一通は買主に交附せられるものと思はれるのである。かくして私約により成立せる賣買契約は公卷作成の日を以て完全に其の効力を發するのであつて、公券の一通が買主に交附せられる時、彼は其の日附に遡り目的物の所有者となるのである。故に賣買公券は買主が所有權を證明するに最も有力なもので、買主は目的物が他人に侵害せられし時には、之に依り其の占有を恢復し、或は目的物たる奴婢が逃亡したる時には、之に依り其の返還を請求し得るのである。なほ既に一言した如く、奴婢の賣買は、土地の賣買と畧々同じく賣買當事者の納稅義務並に受田權利に變化を來す故、官司は其の賣買ある毎に、戶籍計帳に必要な變更事項を記入するのであるが、賣買立券に干與せる本部官司は毎年六月末まで各戸主より提出する計帳の手續と公券とを、引き合して計帳の除附を行ひ、更に六年目毎に戶籍を造る時には此の計帳を參考する故、賣買があれば、おそくとも六年の後には、賣られし奴婢の名稱は賣主の籍帳より除かれ、買主の籍帳に附けられるに至る。しかし右に述べた如き煩雜なる手續を完全に終了するまでに、相當の日時を要することは、前掲の「坂田郡司解」を参照しても明かであつて、坂田郡司が勘問が了へてより近江國司が裁判するまで、即ち天平十九年十二月二十二日より翌年三月九日まで、實に七十餘日を要してゐる次第である。従つて、かゝる煩雜なる手續は、立券が賣買當事者に多大の利益を與へるものに非ざる限り、如何に法が其の實施を強制しても決して行はれるものではなかつたであらう。